

平成22年度第1回熊本市地域包括支援センター運営協議会会議要旨

- 1 日 時 平成23年1月28日(金) 15時から
- 2 場 所 マスミューチュアル生命ビル2階会議室
- 3 出席委員 和田 要、清田 武俊、清村 正弥、村枝 すみえ、玉春 なおみ
村井 正、林 千佳子、白土 賢司、木下 光義（敬称略）
- 4 議 題 (1) 地域包括支援センターの業務実績について
(2) 事業評価（自己評価・外部評価）の結果について
(3) 地域包括支援センターの見直しについて

5 議事録(要旨)

○事務局

これより、運営協議会を始める。最初に会長の選出を行う。要綱4条により、委員の互選により選出することとなっているが、ご意見をいただきたい。

○玉春委員

和田委員にお願いしたい。

○事務局

和田委員を会長にと推薦があったがどうか。

(一同異議なし)

会長は、和田委員に決定した。これよりの議事は、会長にお願いする。

○和田会長

まず、議事「(1) 地域包括支援センターの業務実績」について、事務局から説明をお願いする。

○事務局

「地域包括支援センターの業務実績」について説明

○木下委員

新予防給付利用者数は、単純平均で1センターあたり200件以上担当していることになり、ケアプラン作成が地域包括支援センター業務の中で大きな比重を占めている。本来の相談業務等に差し支えているのではないか。ケアプランの作成は、居宅介護支援事業所への委託を進めた方がよいのではないか。

○古庄高齢介護福祉課長

確かにケアプランの作成に重点がおかれている面があり、国の方でも、居宅介護支援事業所への委託件数の上限撤廃が検討されている。

本市としても、地域包括支援センターは、地域包括ケアの中核として、本来の業務に重点を置くべきだと思う。

○和田会長

「地域ケア計画」の作成のスケジュールについて伺いたい。

○古庄高齢介護福祉課長

平成23年度中にすべての小学校区ごとの計画作成を完了する予定である。平成24年度からの政令指定都市移行に伴い、地域包括支援センターの担当圏域も変更になるので、この計画において、引継ぎを行うこととしている。

○清村委員

中立性・公平性の確保に関して、介護予防プランに位置づけられた事業所別の利用件数で70%を超えた法人から理由書を徴取するようになっているが、要支援から要介護までの長いスパンでの流れを検証してみる必要がある。

○古庄高齢介護福祉課長

70%の基準は、超えてはならないというペナルティの意味合いではなく、中立・公平の観点からチェックを行っているものである。

○和田会長

議事2「事業評価（自己評価・外部評価）の結果」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「事業評価（自己評価・外部評価）の結果」について説明

○村井委員

市民の地域包括支援センターの認知度が低いという結果がでていますが、老人クラブ会員の中でも知らない者が多いと感じている。もっとPRすべきである。例えば、医療機関等で紹介したりしないのか。

○清田委員

医療機関にもいろいろあり、介護保険制度を理解し、介護と連携を図っているところもあるが、できていない医療機関もある。介護保険制度が複雑で理解が進んでいない部分がある。

○古庄高齢介護福祉課長

地域包括支援センターの認知度の低さは市としても課題と認識しており、テレビ番組や市政だより等で広報に努めている。「地域包括支援センター」という名称がわかりにくいので、わかりやすく親しみやすい名称の公募を平成23年度中に実施したいと考えている。

また、現在の地域包括支援センターは、介護施設や医療機関の中にあることが多いため、市民から目につきにくい状態にあり、平成23年度に公募を行うにあたっては、設置場所や設置形態においても考慮できないか検討している。

○清村委員

地域包括支援センターは、誰でも知っている場所、見えやすい場所にあることが大事である。現在も看板は出ているが、いくつかの事業の1つとして掲載されていることも多い。地域包括支援センターの看板は、独立して、市で統一したデザインとするなど工夫が必要である。広報誌も同様の工夫が必要である。

○清田委員

地域包括支援センターは、設置費用も家賃補助もない状況で平成18年度に発足した。公的な機関であることを考えると、官立民営とすべきだと思う。

広報活動についても、地域包括支援センターという脆弱な組織では、なかなか難しいものがあり、地域の役員等に会議に出席してもらうのにも苦労している。市が主催する会議などで地域包括支援センターをもっと広報すべきである。

○古庄高齢介護福祉課長

平成24年度以降の地域包括支援センターの見直しの中で、市の出先機関等に地域包括支援センターを設置し、運営を民間に委託するという案を担当課として提案をしたが、公共機関内における場所の確保等が難しいなどの理由で却下された。そのため、平成24年度以降においても、受託法人に設置場所も準備していただけない状況である。

また、広報活動については、平成23年度に実態把握のために地域包括支援センターに職員を配置する予定としているので、個別訪問の中で、広報も行っていくこととしている。

○木下委員

65歳到達時に、市から介護保険被保険者証が送付されている。そのときに、地域包括支援センターのPRをあわせて行ってはどうか。

○古庄高齢介護福祉課長

現状を確認して、実施していない場合は検討したい。

○清田委員

高齢者に対する様々な施策については、高齢者が集まる場でPRしたり、何らかの集いを実施するなど、文書での広報だけではなく、目に見える形でアピールしていくべきである。

○村井委員

老人クラブとの連携が不足している。老人クラブの総会など、機会を捉えて地域包括支援センターの説明をしてほしい。

○林委員

地域包括支援センターと受託している医療法人の関係性がよくわからない。

○和田会長

市民から見れば確かによくわからない。地域包括支援センターが市からの委託業務であるということが目に見えるように工夫していくことが必要である。

地域包括支援センターの自己評価の中で、「中立・公正の確保」という項目があるが、多くは「身分証の提示」が主な取り組みとして回答があっている。それだけでは中立・公正の確保にはつながらない。さらなる工夫が必要である。

○清村委員

外部評価の中で、「校区との連携」や「中立・公正」の項目があるが、市民からはイメージできにくいのではないかと。評価基準を設けるべきである。

地域包括支援センターが高齢者の支援に動き出すのは、家族や民生委員等から連絡を受けてからが多いとのことであるが、高齢者の実態把握のために、地域包括支援センターに高齢者名簿の提供はできないのか。

○古庄高齢介護福祉課長

これまでは提供していない。ただし、昨年の所在不明高齢者問題を受け、平成23年度からは、地域包括支援センターに職員を配置し、実態把握業務を行う予定としているので、名簿の提供についてもあわせて準備している。

○清村委員

地域包括支援センターも含めて、受託法人の各部署がLANでつながっていることが多い。地域包括支援センターに渡る情報が多くなるにつれ、個人情報の漏洩も危惧される。

○古庄高齢介護福祉課長

情報の管理については、徹底するよう指導している。ただし、必要な情報は、地域の関係者も含めて共有していく必要がある。

○清田委員

個人情報保護の壁は厚く、弾力的な運用ができないものかと感じることが多い。例えば、警察が持っている情報は、「県」の情報であるため、「市」との情報の共有はできないと聞いたことがある。

○和田会長

議事3「地域包括支援センターの見直し」について、事務局から説明をお願いする。

○事務局

「地域包括支援センターの見直し」について説明

○清田委員

現在は、「地域包括支援センターの担当圏域」と「日常生活圏域」が一致しており、地域密着型サービスの基盤整備計画は、この「日常生活圏域」に主眼を置いたものになっている。今回の見直しにより、今後の地域密着型サービスの基盤整備の方針はどのように考えているのか。

○古庄高齢介護福祉課長

第3期以降の介護保険事業計画においては、特別養護老人ホームも含めて「日常生活圏域」に主眼を置いた地域密着型サービスの基盤整備を進めている。しかし、小規模特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護拠点については、経営的に厳しいことが明らかになってきた。特に、小規模多機能型居宅介護拠点は計画に対して整備が大きく遅れている。

そのようなことから、第5期介護保険事業計画においては、特別養護老人ホームは、日常生活圏域ごとの配置よりも待機者の解消を優先し、小規模特別養護老人ホームに限らず、広域型の特別養護老人ホームの整備も検討していく。その際には、区単位の整備バランスに配慮しつつ、市のまちづくりの計画と連動して、熊本市都市マスタープランでいう「地域核」を中心とした整備を行っていきたい。

一方、小規模多機能型居宅介護拠点については、本当の意味での地域密着型の施設であるので、基本的にはこれまでの方針を引き継いでいくつもりであるが、具体的には計画策定の中で考えていく。

○清田委員

地域包括支援センターが発足した当初は、「要支援」の高齢者への支援が中心であったが、これからは「地域包括ケア」の中核と位置づけられ、機能が大きく変わってきている。地域包括支援センターの数も減ることもあるので、公募される際には、「新たなもの」を作るという意味で説明していく方がよい。

○古庄高齢介護福祉課長

現在作成している「地域ケア計画」でも、地域包括支援センターが中心となり、地域包括支援センター自身の意識も変わってきていると思う。「新たなもの」というよりも「本来の姿」が見えてきたという感じである。

これから地域包括支援センターが担う業務については、委託の仕様書の中で明示したいと考えており、その業務に応じた委託料の積算を行っていく予定である。

○村枝委員

市がなすべきことを委託するのであるから、必要な経費をつけるのは当然のことである。介護予防の効果を計るため、それぞれの圏域の認定率の推移も調べてみてはどうか。

○古庄高齢介護福祉課長

ひとつの評価として考えられる。事業評価についても、今後、見直していくこととしており、新たに作成する仕様書に基づいて評価を行っていく。

○玉春委員

公募は、サービスの質の確保にはつながると思う。一方で、6年ごとに公募ということになれば、次の選考から漏れることを考えると、人の確保が難しくなる面もでてくる。

○古庄高齢介護福祉課長

確かにそういう面もあるが、一長一短であると思う。指定管理者制度においても同様のことが言われている。

○清田委員

在宅介護支援センターから地域包括支援センターに移行したとき、在宅介護支援センターの取り組みがうまく引き継がれなかった。今回の圏域見直しや公募を行うの中で受託法人が変更になる地域が必ず出てくるので、きちんと引き継ぐことができるようきちんと考えておくべきである。

○古庄高齢介護福祉課長

そのために小学校区ごとの「地域ケア計画」を作成しており、ネットワークも含めてきちんと引き継いでもらうこととしている。

○清村委員

地域包括支援センターは校区ごとに担当が決まっており選ぶことができない。セカンドオピニオンのように近隣の地域包括支援センターも利用することは考えられないか。

○古庄高齢介護福祉課長

検討課題ではあると思うが、市役所を選べないのと同じようなことである。

○和田会長

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの中核として幅広い取り組みが

要求される。また、高齢者の状況は変わりやすいため、アクセシビリティも重要となる。

○古庄高齢介護福祉課長

「地域包括支援センターの見直し」については、基本的には、本日お示しした方向で進めていきたい。今後、具体的な中身を作成して、改めてこの運営協議会で議論していただく予定である。

○和田会長

以上をもって、運営協議会を終了する。